

令和6年7月10日制定
令和6年8月19日改正

医療安全の更なる向上を目指す検討会 設置要綱

～ 医療事故調査制度運用の検証と今後の取り組みに向けて ～

一般社団法人 日本医療安全調査機構

1 趣旨

日本医療安全調査機構は、医療事故調査制度が施行された平成27年10月以降、厚生労働大臣から医療事故調査・支援センターの指定を受けて、医療事故の調査等の業務に関する事業を実施してきた。制度施行10年の節目となる来年10月に向けて、本機構理事会のもとに医療安全の更なる向上を目指す検討会を設置し、制度運用の検証、当機構の組織及び支援の在り方等について検討する。

2 検討事項

- (1) 医療事故調査・支援センターに係る事業の現状分析と課題整理
- (2) 課題に対する具体策の検討
- (3) その他

3 構成員

別紙のとおりとする

4 会議の運営

- (1) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 会議は非公開とし、議事概要、報告書を公開する。
- (4) 検討会の庶務は、日本医療安全調査機構総務部において処理する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定める。

医療安全の更なる向上を目指す検討会 構成員名簿

あきもと 秋元	な お こ 奈穂子	立教大学法学部 准教授
いいの 飯野	な つ こ 奈津子	山梨大学 客員教授
い べ 井部	としこ 俊子	聖路加国際大学 名誉教授
うえだ 上田	ゆういち 裕一	地方独立行政法人奈良県立病院機構 理事長
かわの 河野	りゅう た ろう 龍太郎	自治医科大学 名誉教授
たき た 滝田	じゅん こ 純子	一般社団法人栃木県医師会 常任理事
な ごし 名越	きわむ 究	島根大学医学部 環境保健医学講座 教授
な す はら 南須原	やすゆき 康行	北海道大学病院 医療安全管理部 部長・教授
は せ が わ 長谷川	よしのり 好規	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター 名誉院長
ひ ぐち 樋口	のりお 範雄	東京大学 名誉教授
ますだ 増田	せいこ 聖子	増田・横山法律事務所 弁護士
みやわき 宮脇	まさかず 正和	医療過誤原告の会 会長
むらかみ 村上	あさこ 朝子	認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML
わたなべ 渡辺	なおひろ 直大	渡辺法律事務所 弁護士
わたなべ 渡邊	りょうへい 良平	一般社団法人愛媛県医師会 常任理事

●本検討会の開催趣旨及び当機構から検討会への依頼内容

1. 一般社団法人日本医療安全調査機構は、医療事故調査制度が施行された平成27年10月以降、厚生労働大臣から医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）の指定を受け、医療事故の調査等の業務を実施しており、令和7年10月には、制度施行10年の節目を迎える。
2. この機会に、当機構では理事会の下に「医療安全の更なる向上を目指す検討会」を設置し、センターとして実施してきた事業運営を、第三者の視点から振り返り、制度運用の検証、当機構の組織及び関係者・関係機関への支援の在り方等について検討することとした。
3. 本検討会では、医療事故調査制度の施行によって、その目的である医療事故の再発防止がどの程度実現したのか、また、実現していない点については制度運用上どのような課題があって、どのような取り組みが必要なのかについて、医療安全の更なる向上を目指し、具体的に議論が行われることを期待している。
4. こうした議論が円滑に行われるよう、本検討会の開催に当たって、これまでの事業運営の経験を踏まえ、大まかな論点を整理した。
5. 本検討会の構成員におかれては、新たな論点の追加等も含めて、忌憚のないご議論をいただき、令和7年10月を目途に、報告書を取りまとめていただきたい。
6. 報告書の内容は、調査等業務の実施のために設置している事業運営委員会に諮り、センター業務の活動方針に反映させ、必要な取り組みを進めていく予定である。

●本検討会の開催予定

第1回～第3回（令和6年10月～令和7年3月）

主な論点

- 医療安全の更なる向上を目指す検討会の開催趣旨と医療事故調査・支援センターの業務について
- 医療事故の判断に関する支援
- 医療事故の調査等に関する支援
- 収集した情報の整理・分析
- 医療事故の再発防止

（主な意見についての整理、公表）

第4回～第7回（令和7年4月～10月）

主な論点

- センター調査
- 医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修
- 国民への制度周知
- センター業務に関する効果の把握
- とりまとめ

※議論する論点については変更の可能性がある